

イタリア憲法改正と州の自治権 — 立法権分割と上院改革を素材として —

芦 田 淳

1. はじめに

わが国の議論において、国と地方の間の立法権分割、地域代表としての議院の創設、違憲立法審査権・立法権分割の審判者としての司法権のあり方は、憲法の根幹部分の改正が必要であるとして、従来、必ずしも論点の中心とはなっていない。また、連邦制の導入自体、歴史的・文化的・社会的に一体性、独立性の高い連邦構成単位の存在が前提となること等が問題点として挙げられてきた。しかし、本稿で取り上げるイタリアは、非連邦国家ながら、憲法上、国と州の間での立法権分割を規定し、立法権分割の審判者として憲法裁判所が活発に機能している。また、上院を州議会の選出する地域代表とする憲法改正法案が現在審議されている。そして、立法権の一方の担い手である州は、まさに、現行1948年共和国憲法によって初めて設置されたものであった。このような特色を持つ国と州の関係、ひいては国家モデルを、イタリアでは、連邦国家でも単一国家でもない「地域国家」と呼んでいる。本稿では、この地域国家モデルが、とりわけ戦後最大の憲法改正が行われた2001年以降、（国と州の）立法者及び憲法裁判所によってどのように実施されてきたか、また、現在、どのような見直しが議論されているかを、立法権分割と上院改革（二院制改革）を素材として検討したい。

2. 憲法上の立法権分割と2001年憲法改正

イタリアの地域国家モデルの最大の特色は、憲法により州に立法権限が付与されていることにある。1948年制定当時すでに、憲法117条において、国の立法による基本原則の範囲内という制約の下ではあったが、州の立法権が認められていた。同条は、2001年の憲法

改正を経て、国と州の間の立法権分割を規定するものとなり、国に列挙された事項に対する専属的立法権限を付与する一方、州に対して一般的な立法権限を認めており、連邦制に類似した特色を有するものとなった。表1（本稿末尾参照）に沿って、2001年憲法改正の概略を確認すれば、まず、114条において、「共和国が州、県及びコムーネに区分される」というものから、「共和国が、コムーネから国によって構成される」と、共和国の構成原理を転換している。次に、上述のように、117条で国と州の立法権分割の原則を転換している。第三に、行政権能に関しては、改正前の118条では、州の立法権限を有する事項に対応する行政権能が州の権限とされていたのに対し、改正後の規定では、補完性・差異性・最適性の原理に基づき各階層の政府に権限配分されるという、いわば柔軟な規定になっている。さらに、119条では、州及び地方団体（コムーネ、県及び大都市）に対して財政連邦主義を採用した。州の自治権という観点からすれば、それぞれ立法自治権、行政自治権、財政自治権ということになる。

ただし、上院が下院と対等な権限を有し、地域代表ではない全国民の代表であるという現行の二院制の規定には見直しが加えられなかった。憲法第2部第1章の改革が行われるまでの暫定的な措置として、両院規則は、州問題に関する議会委員会に州及び地方団体の代表の参加を認め、当該委員会が反対意見又は条件付きの賛成意見を表明した規定に対する本会議での法案可決の加重手続を定めるという、国の法律の形成過程に州等を参加させようとの試みもなされたが実現していない。

2001年の憲法改正以降、国と州の立法権分割に関して、最初期の判例である2002年憲法裁判決第282号⁽¹⁾は、興味深い指摘をしている。同判決は、州法を、後見の下にあり国の法律による解釈を介して憲法と結び付いた存在ではなく、憲法と直接関係を有する真の1次的法源と位置付けている（この点は、憲法規定上も、同法117条1項における国と州の立法権限に対する共通の制限規定によって明らかにされている。）。そして、同判決によれば、「憲法第2部第5章改正の成果である新たな立法権限配分システムにおいて、提訴された法律が州の権限の制約を遵守しているか、それとも当該制約を超えているかとの問題に対する回答は、州の措置を正当化するための個別の憲法上の名目を探すのではなく、逆に、国の権限の専属的又は部分的な留保の存在について検討することから出発しなければ」ならない。この見解は、権限配分基準の逆転を反映した論証義務の逆転を告げるものと言えた。つまり、州法が提訴された事案であったが、問題となっている事項に国の権限

(1) Sentenza Corte costituzionale 19 giugno 2002, n.282. なお、本稿で以下触れる判決は、明示していないものを含め、すべて憲法裁判所の判決である。

が及ぶと主張するためには、当該事項が州の一般的権限事項ではなく、国の専属的権限事項に属するか、又は競合的権限事項に属しており、かつ、州の自治を制約することのできる国の立法による当該事項に係る原則が存在すると（州ではなく）国が証明しなければならないというのである。

3. 州法による多様化の一事例 — 観光分野

こうして、憲法上大きな立法権限が与えられた州は、実際にどのような立法を行っているのだろうか。国と州の立法権分割において、例えば、「観光」は1948年憲法制定時から州が（国の法律の定める基本原則の範囲内で）立法権限を有する事項とされ、2001年改正以降は、州が専属的な立法権限を有する事項となっている。以下では、州の観光振興、観光の受入・援助・情報提供、宿泊施設、旅行・観光代理店、観光に関する職業に係る規制の実例について一瞥しておく。

観光の振興に関して、州法は州レベルの具体的な組織を定めており、州の観光の発展のための計画策定等を行う団体を設ける州（例えば、2002年フリウリーヴェネツィア・ジューリア州法第2号⁽²⁾）と、資本に州が参加する会社を設ける州（例えば、ローマ及びラツィオの観光振興を目的とした株式会社を設けた2007年ラツィオ州法第13号⁽³⁾）が見られる。観光の受入・援助・情報提供に関しては、州は、地方団体に権限を移譲しているが、州により力点の置き方は異なる。例えば、2002年ヴェネト州法第33号⁽⁴⁾が、県単位の事務所を設け、県がコムーネやボランテニア団体等と協働して管理を行うことを認めているのに対して、1998年エミリアーロマーニャ州法第7号⁽⁵⁾は、コムーネに同様の任務を与えている。また、2000年トスカーナ州法第42号⁽⁶⁾は、受入及び情報提供のサービスをコムーネ、県及び州がそれぞれの管理形式で行うことができると定めている。宿泊施設の要件、規格、最小面積、サービスに関しては、州の立法による規律が浸透しており、州理事会の決定によって規律する傾向も見られる。例えば、2002年ヴェネト州法第33号は、宿泊施設の要件等を付表にまとめ、当該付表の州理事会決定による修正を認めている。旅

(2) Legge regionale 16 gennaio 2002 (Friuli Venezia Giulia), n.2.

(3) Legge regionale 6 agosto 2007 (Lazio), n.13.

(4) Legge regionale 4 novembre 2002 (Veneto), n.33.

(5) Legge regionale 4 marzo 1998 (Emilia Romagna), n.7.

(6) Legge regionale 23 marzo 2000 (Toscana), n.42.

行・観光代理店に関しては、消費者の保護の観点から、開店の許可及び専門性を有する責任者の存在を規律する複数の州法が制定されたが、憲法裁判所により、私的経済行為の自由等の観点から、認められていない。その他では、旅行代理店への保険契約の義務付けや、州内で活動しており、組織・サービス等の面で高いレベルを保障する規制に適合した旅行代理店が登録できる州内の信頼できる代理店のリストを創設した事例が見られる（2003年エミリアーロマーニャ州法第7号⁽⁷⁾）。また、観光に関する職業は、憲法117条3項の国と州の競合的立法事項に「職業」が含まれているところであるが、「ホテルの責任者」（1989年ウンブリア州法第20号⁽⁸⁾等）や、「潜水ガイド及びインストラクター」（2004年カラブリア州法第17号⁽⁹⁾）、「マウンテンバイク及びオフロード・サイクリングのインストラクター」（2003年ヴァッレ・ダオスタ州法第1号⁽¹⁰⁾）の資格については、国の関係法律なしに州法が重要な役割を果たしている。

以上のような状況を踏まえれば、連邦国家の州には及ばないまでも、州の立法により政策の多様化が生み出されていると言える。

4. 立法権分割の実施過程

(1) 立法者の対応

それでは、先ほど述べた、いわば非連邦国家において最大限の立法権分割を認めた規定自体は、その後、国と州の間でどのような実施過程を経たのであろうか。憲法改正後、競合的立法事項の増加と、同事項における基本原則の正確な確定を求めて起こされた憲法裁判所での争訟を踏まえ、当該原則の明確化が問題となった。そこで、2003年法律第131号（いわゆる「ラ・ロτζジャ法」）⁽¹¹⁾が制定された。同法は、施行から3年以内に、新たな基本原則を定義する法律が施行されるまで、国及び州の立法活動を方向付けるために、競合的立法事項に関して、現行法から引き出される基本原則を純粋に承認するための1以上の立法命令の採択を政府に委任した。しかし、憲法裁判所は、同法の規定を、現行の基本原則の純粋な承認という委任の限定された目的

(7) Legge regionale 31 marzo 2003 (Emilia Romagna), n.7.

(8) Legge regionale 22 giugno 1989 (Umbria), n.20.

(9) Legge regionale 18 maggio 2004 (Calabria), n.17.

(10) Legge regionale 21 gennaio 2003 (Valle d'Aosta), n.1.

(11) Legge 5 giugno 2003, n.131.

に反しており、むしろ委任の範囲を越えて、政府に新たな基本原則の決定を求めるものであるため、違憲と判断した（2004年判決第280号⁽¹²⁾）。

他方、2002年以降、大幅に増加した憲法裁判所の判決を介して、憲法上の規定とそれを取り巻く現状との調整が図られている。そこでは、多様で柔軟な手法がとられており、憲法の基本原理たる地域国家原理（条文としては5条に根拠がある）が強い影響を及ぼしている。

（２） 補完性原理に基づく憲法裁判決

憲法裁判所の2003年判決第303号⁽¹³⁾は、本来、行政権能についてのみ規定された補完性原理を適用して、立法権分割を柔軟に解釈し、結果的に国の立法権を広く認めた事例である。この判決は、複数の州が、大規模インフラに関する国のプログラム法（2001年法律第443号）⁽¹⁴⁾を、少なくとも国の専属的立法事項及び競合的立法事項として列挙されていない「公共事業」に関する州の権限を侵害するものとして提訴したことに因る。同判決において、憲法裁判所は、次のように議論を展開している。

国の専属的権限事項又は競合的権限事項の基本原則の決定に国の立法活動を限定することは、州の立法権限の保障というより、制度的多元性に満ちた憲法体制において、一定の条件下で通常の権限配分の例外を正当化する「統一の要求」を極度に過小評価することを意味する。イタリアの憲法制度においても、絡み合った様々な権限及び権能が共存する領域で、州に広範な権限を認めることによって様々な生活の文脈の中に存在する統一の要求を無にしてしまうおそれがある部分を、より柔軟にする装置が存在しており、当該要求は、法原理のレベルで、共和国の単一性及び不可分性の宣言の中に根拠がある。柔軟性の要素は、疑いなく、憲法118条1項の中にあり、同項は、行政権能が一般的にコムーネに属するものの、その統一的行使を保障するために補完性、差異性及び最適性の原理に基づいて異なる階層の政府に属し得ると規定し、明示的には行政権能に言及しているが、統一の要求に関して、立法権限配分をより緩やかにする動的な仕組みをもたらしている。統一的行使の要求が州の領域も超えたとき、行政権能は国により行使され得ることになり、適法性原理に立てば、国に補完的に配

(12) Sentenza Corte costituzionale 13 luglio 2004, n.280.

(13) Sentenza Corte costituzionale 25 settembre 2003, n.303.

(14) Legge 21 dicembre 2001, n.443.

分された行政権能は国の法律のみが組織等を行うことができることになる⁽¹⁵⁾。いったん、118条1項により、国の専属的立法権限又は競合的立法権限に属する事項について、法律が国に行政権能を与えることができると定め、適正な行使を行うために法律が行政権能を組織し規制することもできると認めたならば、補完性及び最適性の両原理は第5章の定める通常の立法権限配分と並存しており、州の権能の国による引受に係る公的利益の評価が比例的であり、合憲性審査の基準からみて不合理でなく、かつ、関係する州と結んだ合意の対象である場合に限り、例外を正当化することができる⁽¹⁶⁾。行政権能とともに立法権能も引き寄せる統一的行使の必要性は、誠実性原理に基づいて行われなければならない水平的調整（つまり合意）がしかるべく強調される手続を定めた規律が存在するときのみ、合憲性を得るのであり、このことは、補完性原理と最適性原理に全く手続的な価値を与えている。以上に照らした結論として、憲法裁判所は、立法権限の決定及び規制に関しても、憲法117条に規定する権限配分の例外を補完性原理の適正な解釈がもたらし得るとして、同原理に非常な重要性を認めた。

言い換えれば、国が一定の行政権能を担うことになったならば、その統一的行使のため国の法律による規制が関わってくる。法律により規制される行政権能の国への付与は、その中央集権的行使の願望のみによっては正当化されず、統一の要求をその実質から評価し、憲法上の権限が保護されるよう、関係主体の関与を適正なものとする手続が常に必要である。

また、303号判決では、補完性原理を用いるに当たり、ドイツの競合的立法の事例に言及して、その決定を正当化しようとしている。つまり、ドイツのように制度的多元性が強く浸透している憲法体制においても、統一の要求を保護するため⁽¹⁷⁾、競合的立法という権限分割を柔軟にする法的仕組みが存在することを指摘している。異なる体系であっても、共通の問題に対して、同様の解決策を採ろうとの意図がうかがえ

(15) 国の権限分野に引き寄せられた行政権能が（国法による）統一的規律を受けず、州ごとに異なる規律の対象となることは認められないからである。

(16) 次の文とともに、言い換えれば、国に所定の行政権能を引き寄せることの裏にある統一の要求を厳格な合理性原理に基づいて比例的に評価するという要件と、国に関係する州との間で事前に合意を得ることを課す厳格な手続規則が尊重されるという要件の二つを挙げている。

(17) ドイツ連邦共和国基本法72条2項によれば、「連邦領域における等価的な生活関係をつくり出し、又は、全国家的利益のための法的若しくは経済的統一を維持するために、連邦法律による規律を必要とするとき」に限り、連邦は立法権を有する。なお、同条は、303号判決が出された後の2006年に改正が加えられ、現在のような条文になっている。

る。ただし、イタリア共和国憲法における「立法権限配分を柔軟にするための仕組み」の根拠は、法原理の形で、共和国の単一性及び不可分性の宣言（5条）の中に含まれるものであり、国による立法の範囲をどの程度認めるかについて、憲法裁判所による裁量の幅がドイツに比べてより広いことは指摘できよう。なお、ドイツの競合的立法における基本法改正を介した連邦と州の権限関係見直し⁽¹⁸⁾は、連邦国家と地域国家を比較する上で非常に示唆的である。イタリアでも、5条改正は現在の憲法改正法案でも触れられていないが、後述のような117条の見直しが進められている。

（3） 横断的事項に基づく憲法裁判決

また、別の手法として、憲法117条における立法権分割に対して、実際の立法において複数の（それも国と州双方の権限に亘る）事項が複合的に存在している場合に、憲法裁判所は、「横断的（立法）事項」（又は「横断的（立法）権限」）という概念を用いている。横断的事項とは、単なる一事項ではなく、州の権限に属する事項を含む複数の事項に関連し、憲法的に保護された価値を表すものとされる。この価値のために、州が専属的立法権を持つ事項にも国の立法者が介入すること（つまり、統一的な規制を行うこと）が正当化される（2004年判決第345号⁽¹⁹⁾）。横断的事項が何であるかは、憲法本文ではなく憲法裁判決によって特定されており、代表的なものとして、競争の保護（117条2項e号 2004年判決第14号⁽²⁰⁾等）、給付の最低限の水準の決定（117条2項m号 2002年判決第282号等）、環境の保護（117条2項s号 2002年判決第407号及び第536号⁽²¹⁾等）といった国の専属的権限事項が挙げられる。

ただし、横断的事項は、州の共同参加を排除するものではない。例えば、給付の最低限の水準に関して、「州法が国の立法者に専属的に留保されている立法権能の行使を求めることができないのは明らかであるならば、同時に、国の立法者は、州が事実上接近することのできる事項について完全な規律を自身（国）に可能にするための横断的性格を有する権限を要求することはできない（2006年判決第248号⁽²²⁾。」また、

(18) 高田敏・初宿正典（編訳）『ドイツ憲法集〔第6版〕』信山社、2010年、pp. 244—245、清野幾久子「ドイツ環境法分野における『連邦と州』の立法権限問題」大津浩（編）『地方自治の憲法理論の新展開』敬文堂、2011年、pp. 198—226。

(19) Sentenza Corte costituzionale 28 ottobre 2004, n.345.

(20) Sentenza Corte costituzionale 18 dicembre 2003, n.14 (2004).

(21) Sentenza Corte costituzionale 10 luglio 2002, n.407, Sentenza Corte costituzionale, 18 dicembre 2002, n.536.

(22) Sentenza Corte costituzionale 21 giugno 2006, n.248.

横断的事項において、国は、目的との間の比例性及び最適性の客観的な限界に従わなければならない（2007年判決第443号⁽²³⁾）。目的に比例していないほど詳細な規律を課す国の法規は、州の自治を違法に圧迫するものとなる（2004年判決第345号）。この点に関して、憲法裁判所は、最適性及び比例性の基準に従い、横断的な権限の行使の限界を越えないように、国の立法者により用いられている手段が予期された目的と合理的かつ比例した関係を持っているかどうか評価することができる（2007年判決第452号⁽²⁴⁾）。横断的事項における州の介入、より正確に言えば、横断的立法の対象で憲法的に保護された価値に直接影響を及ぼす、州が権限を有する事項におけるその措置に関しては、「その効果が副次的又は間接的で、規律する国の法規の目的に反しない場合に限り、州の権限を空洞化させないために、それは認められる（2010年判決第288号⁽²⁵⁾）。」「結果として、国の専属的権限は、州の権限に関わる州の立法者の具体的な措置と両立不可能ではない（2005年判決第108号⁽²⁶⁾）。」それ故、州の立法者は、自身が原則を規律することに構造的に適していないという事実を確認した上で、国の立法者が憲法的に保護された州の利益の中核を侵害することがないように注意を払わなければならない。

以上から、横断的事項の具体的な機能として、国の法律が、州がその権限を有する他の事項について定める規律に対する限界として機能するようになった（2008年判決第104号⁽²⁷⁾）。州は、国により確定された、競争、給付の最低限の水準、環境といった事項に係る保護の基準を守らねばならない。他方、当該基準を任意に引き上げることは、本来別物ではあるが、すべての州（国土全体）で基準が守られなければならないという観点からの制約を受ける（つまり、他州に悪影響を及ぼすことは許されない）。

(23) Sentenza Corte costituzionale 12 dicembre 2007, n.443.

(24) Sentenza Corte costituzionale 12 dicembre 2007, n.452.

(25) Sentenza Corte costituzionale 4 ottobre 2010, n.288.

(26) Sentenza Corte costituzionale 7 marzo 2005, n.108.

(27) Sentenza Corte costituzionale 14 aprile 2008, n.104.

5. 2001年以降の憲法改正法案

(1) 2003年憲法改正法案

こうした憲法裁判決を介した憲法改正の実施状況等を踏まえ、2003年と2014年に関係個所を含む再度の憲法改正が提案されている。

2003年に中道右派政権が提出した憲法改正法案⁽²⁸⁾は、国と州の関係をはじめ、首相権限、憲法保障制度など、統治機構全体の見直しを図るもので、2005年11月に議会において可決されたものの、2006年6月の国民投票により否決された（賛成38.7%、反対61.3%）。当該改正法案は、国と州の間の立法権分割に関して、競合的権限事項であった、健康の保護に関する一般の規範並びに食品の安全及び品質、全国的な利益に関わる大規模かつ戦略的な輸送網及び航行網並びに関係する安全規範、通信制度、知的専門職制度及び全国スポーツ制度、エネルギーの全国規模での戦略的生産、輸送及び配給といった事項を、国の専属的立法事項に追加している。その理由として、2001年改正時には十分に考慮されなかったが、当該事項を全国で統一的に規律することが必要なのは明らかであるとされている。あわせて、州の立法権限に関して、残余の一般条項は残しつつ、州の専属的な権限に属する事項として、「保健扶助及び組織」、「学校施設の自治を除く、学校の組織、学校及び教育機関の管理」、「特に州の利益に関わる学校及び教育プログラムの部分の決定」、「州及び地方の行政警察」が列挙された。その目的は、残余の事項のうち、州に専属的に与えられるもののいくつかの内容を明らかにすることであった。その背景には、「保健」と「健康の保護」の関係のように、州の権限事項に対して実質的に国の専属的な権限の影響が及ぼされているとの事情があった。

また、イタリアの完全に対等な二院制による問題の克服も企図された。上院は「共和国連邦上院」と呼称され、上院議員は各州で州議会議員選挙と同時に選出され、かつ、立候補する州内の州又は地方団体の公職を経験したか、当該州から国会議員として選出されたことがあるか、又は選挙公示日に当該州に居住していなければならないという要件により、州（地域）との結び付きを示していたが、それは弱いものであ

(28) 以下、2003年改正法案として、両院が可決し、2005年11月18日官報第269号に掲載された *Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Modifiche alla Parte II della Costituzione.»* を扱う。

た。言い換えれば、被選挙資格は、真に実質的に地域を代表する上院のために定められたものとは必ずしも言えなかった。この変則的な地域代表を含む二院制の構想は、信任関係を下院との間のみで改め、立法手続にも見直しを加えるものであった。下院は原則として憲法117条2項の国の専属的立法事項に関して優先的に立法する権限を有し、上院は117条3項の国と州の競合的立法事項に関して優先的に立法する権限を有し、全国における給付の最低限の水準の保障等一部の事項に関して立法権能は両院が共同して行使し、両院が同一条文での可決を行えない場合には両院協議会の招集が想定されていた。ただし、その複雑な制度が、国と州の間の対立に端を発する両院間の対立を招くおそれも指摘されている⁽²⁹⁾。また、両院による法律で国と州の協議機関を設けることが規定されていた。

(2) 2014年憲法改正法案

次に取り上げるのは、2014年4月に現在の中道左派政権によって提出され、同年8月の上院可決後、2015年3月に下院で可決された憲法改正法案⁽³⁰⁾である。同法案は、下院において、賛成357名、反対125名、棄権7名で可決されており（欠席141名）、同年9月末現在、上院本会議で再び審議されている。同法案は、立法権分割に関して、競合的立法事項を無くし、国の専属的立法事項を増やすとともに、州に対して、残余の一般的権限を残しつつ、「言語的少数者の代表」をはじめ立法権限を有する事項を列挙するものである（表1下線部）⁽³¹⁾。ただし、「共和国の法的若しくは経済的統一の保護又は全国的な利益の保護の必要があるときは、政府の提案に基づいて、国の法律は、専属的立法に留保されていない事項について介入することができる」と規定して、憲法5条の要求する全国レベルでの統一の要求が明示的に具体化された。そのほかの114条から119条にかけての改正には、県の廃止に伴うもの、2012年の均衡予算原

(29) Roberto Bin e Giandomenico Falcon (a cura di), *Diritto regionale*, Bologna: il Mulino, 2012, p.96.

(30) 以下、2014年改正法案として、2015年3月に下院で可決されたDisegno di legge costituzionale S.1429-B, Disposizioni per il superamento del bicameralismo paritario, la riduzione del numero dei parlamentari, il contenimento dei costi di funzionamento delle istituzioni, la soppressione del CNEL e la revisione del titolo V della parte II della Costituzione. を扱う。

(31) 全体的に見れば国の権限強化であるが、州の権限事項を列挙すること自体は、州の権限の明確化という意味において、その権限保障に資するものと言えよう。なお、連邦国家において、州と連邦との権限配分や相互関係が憲法自体の中にかなり詳細に（州等が優位する形で）規定されることが多い一方、単一国家においては、憲法が地方自治について定める内容は相対的に僅少であることが多いと言われている。林知更「憲法における自治と連邦」『地方自治』788号（2013年7月）pp.9-10。

則導入に関するもの、（支出の前例ではなく）標準的な費用に基づく財源配分の導入に関するものが見られる。

また、上院に関しては「領域制度を代表する」と明示され、「領域制度を代表する95人の上院議員及び共和国大統領によって任命されうる5人の上院議員で構成する」ことが規定された。選出方法も「州議会並びにトレント及びボルツァーノ自治県の県議会は、比例的な方法で、その構成員の中から上院議員を選出し、各州及び県で1名ずつ、各領域のコミュニエーネの長の中から上院議員を選出する」として、州議会による間接選挙の規定が置かれている。以上の特色は、諸外国の事例では、オーストリア型に近いものと言える⁽³²⁾。上院の権能に関しては、憲法改正法律及びその他の憲法的法律のほか、「地方団体の組織」をはじめとした地方自治関連法律、「欧州連合の法規等の形成及び実施へのイタリアの参加の一般原則」をはじめとしたEU関連法律、上院選挙法等⁽³³⁾の制定については両院の権限を対等にとどめる一方、その他の法律の可決を下院に委ねた。あわせて、従来、下院と対等であった政府の信任権限に関しては、上院について削除した。なお、憲法裁判所裁判官の任命について、両院合同会議で5名と規定する現行規定を、下院が3名、上院が2名と各院が任命する旨を定めた当初の改正法案は、下院審議で現行のままとされた。以上の上院改革に対しては、従来の下院と権限が対等な上院から、限定的な役割の上院になるとの評価⁽³⁴⁾が見られる。

(32) オーストリア上院は、州を代表し、州議会によって選出される。ただし、州の利害より所属する政党の意向に沿って行動しているとの評価も見られる。Manfred Stelzer, *The Constitution of the Republic of Austria*, Oxford: Hart Publishing, 2011, pp.74-76.

(33) ①憲法改正法律及びその他の憲法的法律、②言語的少数者の保護、国民投票及び71条に規定するその他の諮問形式に関する憲法規定の実施法律、③コミュニエーネ及び大都市の制度、選挙法、執行機関及び基本的権能並びにコミュニエーネの結合形式に関する原則規定を定める法律、④欧州連合の法規及び政策の形成及び実施へのイタリアの参加の一般原則、形式及び期限を定める法律、⑤65条1項に規定する上院議員の被選挙欠格及び兼職禁止の場合を定める法律、⑥57条6項（上院選挙法）、80条2文（EU関係条約の批准）、114条3項（首都ローマの制度）、116条3項（一定の事項に関する特別州の特殊な形式と条件の自治権の承認）、117条5項（欧州連合の決定に係る州等の不履行の場合の代理権限）及び9項（州と外国等との合意及び取決の締結）、119条6項（州等の固有財産）、120条2項（国の代行権限）、122条1項（州議会議員等における男女構成の均等化）、132条2項（コミュニエーネの帰属州の変更）に規定する法律。

(34) 例えば、カルロ・フサーロ（山田徹訳）「イタリアの地域制準連邦主義と財政危機の試練」山田徹（編）『経済危機下の分権改革——「再国家化」と「脱国家化」の間で』公人社、2015年、p. 53。

ちなみに、当初の政府提出法案では、上院の構成員は、州知事及び州都であるコムーネの長並びに各州4名の代表（州議会議員の互選による2名及び州内のコムーネの長の互選による2名）と21名の大統領任命議員とされた。議会での修正に関しては、上院の「民主的」性格に関する誤解と、政党側の近視眼的な打算があるとの指摘（R. Bin）⁽³⁵⁾がある。前者に関して、ビンは、次のような議論を展開している。今日、選挙時の得票数を考えれば、いかなる国会議員も州知事や州都であるコムーネの長に比べるべくもない。民主主義の原則に従えば、州知事等こそ、その代表する領域の利害を代弁することのできる唯一の存在である。下院議員が、全国民の代表とされ、居住要件を課されていないのは偶然ではない。上院が55条に規定するように領域を代表するのであれば、地域のリーダー以外に比肩できるような民主的な地位を持つ政治的主体はいないのであるから、当該リーダーが上院議員となるべきである。後者に関しては、議会での修正後の改正法案39条が上院議員選挙法の経過規定を置いている。同条は、「州議会議員が、各州の州議会議員及びコムーネの長からなる候補者名簿の一つに投票することができる」と規定している。この候補者名簿は政党により組織されることになるであろうから、各州は、政治的な所属に基づいて選出された上院議員により代表されることになる。そして、各政党の候補者名簿で選出された上院議員ごとに会派を形成することになるであろう。そうなれば、地域の利害や州の代表者とコムーネの長の間の機能的な差異よりも、下院と同様、政治的立場の相違が重視されるようになるだろう。これは、地域代表というより政治代表ではないかというのである。

(3) 小 括

この二つの憲法改正法案を簡単に総括すれば、まず、憲法裁判決の蓄積を踏まえて、立法権分割の見直しが行われている。つまり、州の専属的立法事項の一部を明示するとともに、競合的立法事項を削り、国の専属的立法事項を拡充している。さらに、2014年改正法案では、「統一の要求」の国による保障を憲法上に取り込んでいる。他方、国の決定に地域（の代表）を関与させるための見直しも図られている。具体的には、両院の対等性を見直すとともに、上院を地域代表の院とする試みである。ただし、地域代表の院であるために十全な配慮がなされているかについては疑義のあるところ

(35) Roberto Bin, *Riforma costituzionale e Regioni: ancora troppi equivoci*, in Francesco Palermo e Sara Parolari (a cura di), *Riforma costituzionale e Regioni. Riflessioni a prima lettura sul nuovo Titolo V della Costituzione*, Bolzano: EURAC, 2015, p.18.

である。

6. おわりに

共和国憲法制定当初、地域国家モデルの導入には、19世紀半ば以来の国家統一の保護という歴史的な事情⁽³⁶⁾、憲法制定会議に代表された多様な勢力間の妥協⁽³⁷⁾という政治的な事情といった、固有の事情が大きく作用していた。しかし、現在のイタリアの地域国家モデルには、共和国憲法で保障されている最低限の社会保障や経済的・法的統一（「統一の要求」という言葉で象徴される諸価値）が損なわれることを防ぎながら、他方で、地域の多様性（つまり、各州の試行錯誤による社会・経済にとって望ましいルール形成）を実現しようとする理念的な（その意味で一種普遍的な）意味（価値）が認められるのではないか。そのような観点から、あらためて共和国憲法の構造を解釈するならば、同法5条が地域国家モデルの要石であり、それを軸にしながら、第2部の具体的な調整を行っているとするのが妥当ではないかと思われる。ただし、5条は原理の提示にとどまっていることから、まさにイタリアの地域国家モデル実施の歩み自体も、立法や憲法裁判所の判例を介した試行錯誤の過程となっている。

また、従来模索されてきた憲法改正に関しては、特に地域代表たる上院の創設という試みを成功させることができれば、それは、国家レベルの決定過程に地域が関与するルートを設定するものであり、地域国家モデルの変容（連邦制への接近）に向けた大きな一歩となるのではないかと考えられる。理論的にも、地域の参加とともに、立法をはじめとする国家の各機能に関して適切な権限分担（権限範囲の確定・州の権限保障・統一性保障条項の扱い）をどのように憲法で規定していくのかは、連邦制⁽³⁸⁾等との対比の中で、非常に興味深い試みと言えよう。

（あしだ じゅん 国立国会図書館主査）

(36) 大多数の憲法制定会議議員にとって、連邦主義は、多大な犠牲を払って達成された国家統一を破壊するものと考えられた。Raffaele Bifulco, *Le Regioni: la via italiana al federalismo*, il Mulino, 2004, p.21.

(37) 州制度起草のために設けられた委員会の中でも、ファシズム期の極端な集権制放棄については同意があったものの、政治的分権のための自治団体として州を構想する立場のほか、連邦制に親和的な立場から、国土を州に分割することに反対する立場まで多様な立場があった。

(38) その特色を要約すれば、憲法で立法権をはじめとした権限分割がなされ、地域代表たる第二院等を介して、主権的要素を持った州が連邦の重要な権限行使に参加することである。

※ なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の私見である。

キーワード：イタリア共和国憲法／地域国家／立法権分割／
上院改革／補完性原理

【主要参考文献】

- 大津浩『分権国家の憲法理論 — フランス憲法の歴史と理論から見た現代日本の地方自治論』有信堂高文社、2015年。
- 高橋利安「イタリアにおける地方分権をめぐる動向 — 2001年憲法的法律第3号の分析を中心に」『修道法学』27巻2号（2005年）pp. 469—510。
- 同「イタリアにおける地方分権と補完性原理」若松隆・山田徹（編）『ヨーロッパ分権改革の新潮流』中央大学出版部、2008年、pp. 63—92。
- 田近肇「イタリア共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子（編）『新解説世界憲法集 第3版』三省堂、2014年、pp. 125—159。
- 林知更「憲法における自治と連邦」『地方自治』788号（2013年7月）pp. 2—16。
- フサーロ、カルロ（山田徹訳）「イタリアの地域制準連邦主義と財政危機の試練」山田徹（編）『経済危機下の分権改革 — 「再国家化」と「脱国家化」の間で』公人社、2015年、pp. 37—66。
- Bin, Roberto, *Riforma costituzionale e Regioni: ancora troppi equivoci*, in Francesco Palermo e Sara Parolari (a cura di), *Riforma costituzionale e Regioni. Riflessioni a prima lettura sul nuovo Titolo V della Costituzione*, Bolzano: EURAC, 2015, pp.9-22.
- Bin, Roberto e Falcon, Giandomenico (a cura di), *Diritto regionale*, Bologna: il Mulino, 2012.
- Caretti, Paolo e Tarli Barbieri, Giovanni, *Diritto regionale*, Torino: Giappichelli, 2009.
- Carrer, Matteo, *Il legislatore competente : statica e dinamica della potestà legislativa nel modello regionale italiano*, Milano: Giuffrè, 2012.
- D'Atena, Antonio, *Dimensioni e problemi della sussidiarietà*, in Gian Candido De Martin (a cura di), *Sussidiarietà e democrazia : esperienze a confronto e prospettive*, Padova: CEDAM, 2008, pp.29-46.
- Groppi, Tania, *Le grandi decisioni della Corte costituzionale italiana*, Napoli: Editoriale Scientifica, 2010.
- Malo, Maurizio, *Baricentro regionale in materia di "turismo": teoria e prassi*, Roma: Istituto di Studi sui Sistemi Regionali Federali e sulle Autonomie, 2008.
- Papa, Stefano, *La sussidiarietà alla prova: i poteri sostitutivi nel nuovo ordinamento costituzionale*, Milano: A. Giuffrè, 2008.

<表 1> イタリア共和国憲法関係条文対照表

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|---|--|--|
| <p>基本原理 第5条 一にして不可分の共和国は、地方自治を承認し、これを促進する。共和国は、国家に属する事務において広範な行政上の分権を行う。共和国は、立法の原理及び方法を自治と分権の要請に適合させる。</p> | 同左 | 同左 |
| <p>第2部 共和国の組織 第5章 州、県、コムーネ 第114条 共和国は、州、県及びコムーネに区分される。</p> | <p>第2部 共和国の組織 第5章 州、県、コムーネ 第114条 ① 共和国は、コムーネ、県、大都市、州及び国によって構成される。 ② コムーネ、県、大都市及び州は、憲法が定める原則に基づく固有の憲章、権限及び権能を有する自治団体である。 ③ ローマは、共和国の首都である。国の法律が、その制度について定める。</p> | <p>第2部 共和国の組織 第5章 <u>州、大都市及びコムーネ</u> 第114条 ① 共和国は、<u>コムーネ、大都市</u>、州及び国によって構成される。 ② <u>コムーネ、大都市</u>及び州は、憲法が定める原則に基づく固有の憲章、権限及び権能を有する自治団体である。 ③ ローマは、共和国の首都である。国の法律が、その制度について定める。</p> |
| <p>第115条 州は、憲法が定める原則に基づき、固有の権限及び権能を有する自治団体である。</p> | <p>第115条 廃止</p> | 同左 |
| <p>第117条 ① 州は、以下の事項に関し、国の法律の定める基本原則の範囲内で、立法的規定を定める。ただし、その規定は全国的な利益及びその他の州の利益に反してはならない。 州に属する行政部局及び行政団体の制度 コムーネの区域 都市地方警察及び村落地方警察 見本市及び市場 公共慈善事業並びに保健及び医療扶助 手工業及び職業に係る教育</p> | <p>第117条 ① 立法権は、憲法並びに共同体の法規及び国際的義務から生ずる拘束を遵守して、国及び州が行行使する。</p> | <p>第117条 ① 立法権は、憲法並びに<u>欧州連合</u>の法規及び国際的義務から生ずる拘束を遵守して、国及び州が行行使する。</p> |

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|---|--|---|
| <p>並びに教育扶助 地方団体の博物館及び図書館 都市計画 観光及びホテル業 州の利益に関わる軌道及び自動車道 州の利益に関わる道路、水道及び公共事業 湖上の航行及び港 鉱泉及び温泉 鉱山及び泥炭鉱 狩猟 内水での漁業 農業及び林業 手工業 憲法的法律で定めるその他の事項</p> <p>② 共和国の法律を執行するための規定を定める権限を法律により州に委任することができる。</p> | <p>② 国は、以下の事項について専属的な立法権を有する。</p> <p>a) 外交政策及び国の国際関係。国と欧州連合との関係。庇護権及び欧州連合に属しない国家の市民の法的地位</p> <p>b) 移民</p> <p>c) 共和国と宗派との間の関係</p> <p>d) 国防及び軍隊。国家の安全保障。武器、弾薬及び爆薬</p> <p>e) 通貨、貯蓄の保護及び金融市場。競争の保護。外国為替制度。国の税制度及び会計制度。公的予算に係る調整。財源の平衡化</p> <p>f) 国の諸機関及びその選挙法律。国政上の国民投票。欧州議会選挙</p> <p>g) 国及び国の公法人の制度及び行政組織</p> | <p>② 国は、以下の事項について専属的な立法権を有する。</p> <p>a) 外交政策及び国の国際関係。国と欧州連合との関係。庇護権及び欧州連合に属しない国家の市民の法的地位</p> <p>b) 移民</p> <p>c) 共和国と宗派との間の関係</p> <p>d) 国防及び軍隊。国家の安全保障。武器、弾薬及び爆薬</p> <p>e) 通貨、貯蓄の保護並びに金融市場及び保険市場。競争の保護及び促進。外国為替制度。国の税制度及び会計制度。公的予算に係る調整。<u>財政及び税制の調整。</u>財源の平衡化</p> <p>f) 国の諸機関及びその選挙法律。国政上の国民投票。欧州議会選挙</p> <p>g) 国及び国の公法人の制度及び行政組織。<u>行政手続及び行政機関の職員の労働の法的規律に関する規範で、</u>全国で統一性の保障が求め</p> |

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|--------------|--|---|
| | <p>h) 地方行政警察を除き、公の秩序及び安全</p> <p>i) 国籍、身分関係及びその登録</p> <p>l) 裁判及び手続規範。民事法及び刑事法。行政裁判制度</p> <p>m) 全国的に保障されるべき市民的権利及び社会的権利に関する給付の最低限の水準の決定</p> <p>n) 教育に関する一般的規範</p> <p>o) 社会保険</p> <p>p) コムーネ、県及び大都市の選挙法、執行機関及び基本的権能</p> <p>q) 税関、国境取締及び国際的な疾病予防</p> <p>r) 度量衡及び標準時の決定。国、州及び地方団体の行政機関が保有するデータの電子計算機による統計的な調整。知的財産</p> <p>s) 環境、生態系及び文化財の保護</p> | <p><u>られるもの</u></p> <p>h) 地方行政警察を除き、公の秩序及び安全</p> <p>i) 国籍、身分関係及びその登録</p> <p>l) 裁判及び手続規範。民事法及び刑事法。行政裁判制度</p> <p>m) 全国的に保障されるべき市民的権利及び社会的権利に関する給付の最低限の水準の決定。<u>健康の保護、社会政策及び食品の安全のための一般的かつ共通の規定</u></p> <p>n) 教育に関する一般的<u>かつ共通の規定</u>。学校制度。大学教育及び科学技術研究の戦略計画の作成</p> <p>o) 社会保険。これには、<u>補充的・補完的な年金保険を含む。労働の保護及び安全。積極的労働政策。職業教育及び職業訓練の一般的かつ共通の規定</u></p> <p>p) コムーネ及び大都市の制度、選挙法、執行機関及び基本的権能。<u>コムーネの結合形式に関する原則規定</u></p> <p>q) 税関、国境取締及び国際的な疾病予防。<u>外国との通商</u></p> <p>r) 度量衡及び標準時の決定。国、州及び地方団体の行政機関が保有するデータ、<u>プロセス及び関係する情報基盤の電子計算機による統計的な調整。知的財産</u></p> <p>s) 文化財及び<u>景観の保護及び活用。環境及び生態系。スポーツに係る制度。文化活動及び観光に関する一般的かつ共通の規定</u></p> <p><u>t) 職業及び通信制度</u></p> <p><u>u) 領域の統治に関する一般的かつ共通の規定。災害救助の全国的制度及び調整</u></p> |

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|--------------|--|---|
| | <p>③ 以下の事項は、競合的立法事項である。州の国際関係及び州と欧州連合との関係。外国との通商。労働の保護及び安全。教育、ただし、学校施設の自治並びに職業教育及び職業訓練を除く。職業。科学技術研究及び生産部門のための技術革新への支援。健康の保護。食品。スポーツに係る制度。災害救助。国土利用計画。民間の港湾及び空港。大規模な輸送網及び航行網。通信制度。エネルギーの全国規模での生産、輸送及び配給。補充的・補完的な年金保険。財政及び税制の調整。文化財及び景観の活用並びに文化活動の促進及び組織化。貯蓄銀行、農業銀行及び州の信用金庫。州の土地農業信用公庫。競合的立法事項については、州に立法権が属するが、基本原則の決定は国の立法に留保する。</p> <p>④ 国の立法に明示的に留保されていないすべての事項に関する立法権は、州に属する。</p> <p>⑤ 州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、その権限に属する事項につき、共同体の法規作成のための決定に参加し、国の法律が定める手続規範を遵守して、国際協定及</p> | <p>v) <u>エネルギーの全国規模での生産、輸送及び配給</u></p> <p>z) <u>戦略的社会資本、全国的な利益に関わる大規模な輸送網及び航行網並びに関係する安全規範。全国的及び国際的な利益に関わる民間の港湾及び空港</u></p> <p>③ 以下の事項に関する立法権は、州に属する。<u>言語的少数者の代表。州領域に係る計画作成及び州内部における移動。社会資本の整備。保健サービス及び社会サービスの計画作成及び組織化。地方経済発展の促進並びに州の範囲内での企業に対するサービス及び職業訓練の組織化。学校施設の自治を除く、学校サービス及び大学を含む学習権の促進。州の利益に関する限りで、文化活動並びに環境財、文化財及び景観の促進に係る規律。州による観光の活用及び組織化。州の範囲内で適切に結ばれた取決に基づき、州及び地方の財政上の計画目標を遵守するための州の領域団体の間での財政関係の規制。国の専属的権限に明示的に留保されていないすべての事項</u></p> <p>④ <u>共和国の法的若しくは経済的統一の保護又は全国的な利益の保護の必要があるときは、政府の提案に基づいて、国の法律は、専属的立法に留保されていない事項について介入することができる。</u></p> <p>⑤ 州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、その権限に属する事項につき、<u>欧州連合の法規作成のための決定に参加し、国の法律が定める手続規範を遵守して、国際協定</u></p> |

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|--|--|---|
| | <p>び欧州連合の決定を実施し執行する。〔州及び自治県による〕不履行がある場合の代理権限の行使の方法は、当該法律で規律する。</p> <p>⑥ 州に委任した事項を除き、専属的立法事項についての規則制定権は、国に属する。その他の事項についてはすべて、州に規則制定権が属する。コムーネ、県及び大都市は、組織及びその与えられた権能の遂行の規律について規則制定権を有する。</p> <p>⑦ 州法律は、社会的、文化的及び経済的生活における男女の完全な均等を妨げるすべての障害を除去し、選挙による公職への男女のアクセスの均等を促進する。</p> <p>⑧ 共同機関の設置による場合を含めて、州がその権能をよりよく行使するための他の州との取決は、州法律で承認する。</p> <p>⑨ 州は、その権限内にある事項につき、国の法律が規律する場合と形式において、諸国との合意及び他国の内部の領域団体との取決を結ぶことができる。</p> | <p>及び欧州連合の決定を実施し執行する。〔州及び自治県による〕不履行がある場合の代理権限の行使の方法は、当該法律で規律する。</p> <p>⑥ <u>規則制定権は、国及び州に、それぞれの立法権限に基づいて属する。専属的立法権限に属する事項における当該権限の行使を州に委任する国の権限は変わらないものとする。コムーネ及び大都市は、国又は州の法律を遵守して、</u>組織及びその与えられた権能の遂行の規律について規則制定権を有する。</p> <p>⑦ 州法律は、社会的、文化的及び経済的生活における男女の完全な均等を妨げるすべての障害を除去し、選挙による公職への男女のアクセスの均等を促進する。</p> <p>⑧ 共同機関の設置による場合を含めて、州がその権能をよりよく行使するための他の州との取決は、州法律で承認する。</p> <p>⑨ 州は、その権限内にある事項につき、国の法律が規律する場合と形式において、諸国との合意及び他国の内部の領域団体との取決を結ぶことができる。</p> |
| <p>第118条</p> <p>① 前条に掲げた事項に関する行政権能は、州に属する。ただし、専ら地方利益に関する事項については、共和国の法律により、県、コムーネ又はその他の地方団体の権限とすることができる。</p> <p>② 国は、法律により、その他の行政権能の行使を州に委任</p> | <p>第118条</p> <p>① 行政権能は、その統一的行使を保障するために、補完性、差異性及び最適性の原理に基づいて、県、大都市、州及び国に付与される場合を除き、コムーネに属する。</p> <p>② コムーネ、県及び大都市は、固有の行政権能及び国又</p> | <p>第118条</p> <p>① 行政権能は、その統一的行使を保障するために、補完性、差異性及び最適性の原理に基づいて、<u>大都市、州及び国に付与される場合を除き、コムーネに属する。行政権能は、行政官の効率性及び責任の基準に基づき、行政活動の簡素化及び透明性を確保するように行使される。</u></p> <p>② <u>コムーネ及び大都市は、固有の行政権能及び国又は州の</u></p> |

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|---|---|--|
| <p>することができる。</p> <p>③ 州は、通常は、その行政権能を県、コムーネ若しくはその他の地方団体に委任し、又はその機関を利用して行う。</p> | <p>は州の法律によりそれぞれの権限に応じて付与された行政権能を有する。</p> <p>③ 第117条第2項b)号及びh)号に規定する事項についての国と州との間の調整の形式並びに文化財の保護についての取決及び調整の形式は、国の法律で規律する。</p> <p>④ 国、州、大都市、県及びコムーネは、補完性原理に基づき、公益的活動の遂行のために市民が個人として及び団体を通じて行う自主的な行為を助長する。</p> | <p>法律によりそれぞれの権限に応じて付与された行政権能を有する。</p> <p>③ 第117条第2項b)号及びh)号に規定する事項についての国と州との間の調整の形式並びに文化財及び景観の保護についての取決及び調整の形式は、国の法律で規律する。</p> <p>④ 国、州、大都市及びコムーネは、補完性原理に基づき、公益的活動の遂行のために市民が個人として及び団体を通じて行う自主的な行為を助長する。</p> |
| <p>第119条</p> <p>① 州は、共和国の法律で定める形式と範囲内において、財政上の自治権を有する。共和国の法律は、州の財政と国、県及びコムーネの財政とを調整する。</p> <p>② 州に対し、その通常の権能を遂行するために必要な経費に充てるため、州の必要に応じて州税を課す権限を認め、また国税の一部を譲与する。</p> <p>③ 特定の目的のために、とりわけ南部及び島部を開発するために、国は、法律により、当該州に特定補助金を支出する。</p> <p>④ 州は、共和国の法律で定める方式に基づき、固有の財産を有する。</p> | <p>第119条</p> <p>① コムーネ、県、大都市及び州は、<u>それぞれの予算の均衡を遵守した上で</u>、収入及び支出の財政自治権を有し、欧州連合の法規から生じる経済的及び財政的拘束の遵守を保障するよう協力する。</p> <p>② コムーネ、県、大都市及び州は、自主財源を有する。〔コムーネ、県、大都市及び州は、〕憲法に適合して、かつ、財政及び税制の調整原理に基づき、固有の租税と収入を定め賦課する。自らの領域に交付される国の税収の配分の決定に与る。</p> <p>③ 国の法律は、住民1人当たりの財政力の低い地域のために使途の定めのない平衡化基金を設ける。</p> <p>④ 前2項に由来する財源は、コムーネ、県、大都市及び州が、その与えられた公的な権能に係る費用を完全に支払うことを保障する。</p> | <p>第119条</p> <p>① <u>コムーネ、大都市及び州は、それぞれの予算の均衡を遵守した上で</u>、収入及び支出の財政自治権を有し、欧州連合の法規から生じる経済的及び財政的拘束の遵守を保障するよう協力する。</p> <p>② <u>コムーネ、大都市及び州は、自主財源を有する。</u>〔コムーネ、大都市及び州は、〕憲法に適合して、かつ、<u>財政及び税制の調整のための国の法律の規定に基づき</u>、固有の租税と収入を定め賦課し、<u>自らの領域に交付される国の税収の配分の決定に与る。</u></p> <p>③ 国の法律は、住民1人当たりの財政力の低い地域のために使途の定めのない平衡化基金を設ける。</p> <p>④ 前2項に由来する財源は、<u>コムーネ、大都市及び州が、公的な権能に係る費用を完全に支払うことを保障する。当該権能の行使において効率性に係る諸条件を促進する、費用と需要という参照指標は、国の法律で定義する。</u></p> |

| 1948年制定当初の条文 | 2001年憲法改正後の条文 | 2014年憲法改正法案による条文 (下線部は改正箇所) |
|--------------|--|---|
| | <p>⑤ 経済発展、社会的結束と連帯を促進し、経済的社会的不均衡を除去し、人格権の実効的な行使を助長し、又はその権能の通常の行使とは異なる目的に対処するために、国は、特定の<u>コムーネ</u>、<u>県</u>、<u>大都市及び州</u>に、追加財源を配当し、特別な措置を行う。</p> <p>⑥ <u>コムーネ</u>、<u>県</u>、<u>大都市及び州</u>は、国の法律の定める一般原則に基づき、固有の財産を有する。〔<u>コムーネ</u>、<u>県</u>、<u>大都市及び州</u>は、〕<i>償還計画を同時に策定するとともに、各州の団体が全体として財政収支の均衡を遵守することを条件として、投資的支出の財源のためにのみ借入れを行うことができる。前文の規定による借款に対していかなる国による保証も行われぬ。</i></p> <p>※ 斜字は、2012年憲法改正（均衡予算原則導入）による改正箇所</p> | <p>⑤ 経済発展、社会的結束と連帯を促進し、経済的社会的不均衡を除去し、人格権の実効的な行使を助長し、又はその権能の通常の行使とは異なる目的に対処するために、国は、特定の<u>コムーネ</u>、<u>大都市</u>及び<u>州</u>に、追加財源を配当し、特別な措置を行う。</p> <p>⑥ <u>コムーネ</u>、<u>大都市</u>及び<u>州</u>は、国の法律の定める一般原則に基づき、固有の財産を有する。〔<u>コムーネ</u>、<u>大都市</u>及び<u>州</u>は、〕償還計画を同時に策定するとともに、各州の団体が全体として財政収支の均衡を遵守することを条件として、投資的支出の財源のためにのみ借入れを行うことができる。前文の規定による借款に対していかなる国による保証も行われぬ。</p> |